

京都市就労継続支援B型等工賃補償補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市就労継続支援B型等工賃補償補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(要綱第4条関係)

第2条 要綱第4条に規定する補助金の額は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生産活動収入の減少の影響を受ける前」は、令和元年10月から同年12月までの間とする。
- (2) 「補助対象期間における生産活動収入の減少割合」は、補助対象期間中の生産活動収入の平均月額を当該期間の平均利用者数で除した数を、令和元年10月から同年12月までの間の生産活動収入の平均月額を当該期間の平均利用者数で除した数で除し、1から減じて得た値とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、令和2年1月1日以降に指定を受けた事業所においては、「令和元年10月から同年12月までの間」とあるのは「令和2年1月から令和3年3月までの間のうち指定日を含む月から3箇月間（ただし、指定日から令和3年3月末日までの間が3箇月間に満たない場合は、この限りでない）」と読み替えるものとする。

- 2 多機能型事業所においては、指定事業所ごとに経理を区分し、就労継続支援B型等事業所における生産活動収入及び利用者数を用いて算定する。
- 3 令和元年10月以降に利用定員数の増減があるときは、補助対象期間における生産活動収入の減少割合は、利用定員数の増減割合を乗じ補正して得た値を用いて算定する。
- 4 前項までの規定により算定した補助金の交付額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(要綱第6条関係)

第3条 要綱第6条に規定する必要書類は、様式1-1、様式1-2、様式1-3とする。

(その他)

第4条 補助金の交付決定を受けた者は、令和4年3月31日までに、京都市就労継続支援B型等工賃補償補助金実績報告書（第2号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月5日から施行する。